

第 11 回 農業委員会総会 会議録

1 開 会.....	1
2 議 題.....	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第1号.....	1
議案第2号.....	2
(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	4
議案第3号.....	4
(4) 農用地利用集積計画に係る意見決定について(利用権設定)	6
議案第4号～21号	7
(5) 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案について.....	8
議案第22号	8
(6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について(所有権移転)	9
議案第23号	
その他.....	9
3 閉 会.....	10

○ 出席者

会長	15番	渡邊	浩正		
会員	1番	関	光博	2番	揚石 明
	3番	佐藤	栄一	6番	福田 一紀
	7番	中山	敏克	8番	大野 文子
	9番	桑原	雅子	10番	塚原 信一
	11番	町野	位夫	12番	渡辺 正明
	13番	手塚	みち子	14番	石塚 英好

日 時 令和6年4月19日(金)16時00分
場 所 第一委員会室

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席議員数は 13 名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第 11 回農業委員会総会を開催いたします。（16：00）

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第 19 条第 2 項の規定により、2 名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。9 番 桑原 雅子委員 12 番渡辺 正明委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

(2) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(2)、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題に供します。

議案第 1 号

○議長 まず、議案第 1 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班 3 班班長、8 番 大野 文子委員にお願いいたします。

○大野 文子委員 本日、午前9時から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第3条2件、同法第5条2件、計4件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、1番 関 光博委員にお願いします。

○関 光博委員（申請地位置説明）

現地は、草が少し生えている状態であり、一部は石や土が盛られている状態でした。譲受人は更地にしてから耕作を始めていきたいとの意向があるため、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第2号

○議長 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第2号の現地調査の詳細な報告を、6番 福田 一紀委員

にお願いします。

○福田 一紀委員（申請地位置説明）

現地は住宅地の中にある畑になり、隣接している畑は譲受人が耕作しているものになります。何ら問題ないと思いますので、皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 耕作面積がゼロということで、取得するものなので、申請事由は経営規模拡大ではなく、家庭用菜園とか、そのような形じゃないかなと思います。譲受人の年齢や所持している農機具等について、申請書には書いてあったかと思うしますので、それについて回答していただければと思います。

○事務局 譲受人の年齢は66歳です。譲受人はじゃがいもを耕作する予定ですが、農業機械施設等は所持しておらず、近所の農家の指導を受けながら耕作していきたいと考えています。

○佐藤 栄一委員 申請事由を家庭用菜園に変更した上で、承認していただければと思います。

○議長 もともと土地を持っていないので、家庭菜園を始めたいという理由に変更していただければと思います。

○石塚 英好委員 地図を確認すると、進入路がどうなっているのか。

○大野 文子委員 譲受人はすでに隣接している畑で家庭菜園を行っているもので、現在使用している進入路を使うと思われます。

○議長 他にないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題に供します。

議案第3号

○議長 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第3号の現地調査の詳細な報告を、2番 揚石 明委員にお願いします。

○揚石 明委員（申請地位置説明）

現地は、すでに小さい堆肥置き場が作ってありました。堆肥置き場は簡易的に作ってあり、指摘を受けたときに、壊しやすいように、作製したと思われます。基礎の部分が埋められておらず、差し込んだ状態でした。

右側の川沿いには、少し立派なパイプハウスが建ってました。中をのぞいたところ、資材等が入っていた状態です。（写真を提示して説明）

申請するためには、何もない状態で申請するのが適当だと思いますが、すでに建物が建っていたり、石が山積みになったりしているのはいかなものかと思いますが、皆様の御判断をお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 1500 平米ということは、この田んぼの高さ地盤高そのままなのか、埋め立てをするのか。もし埋め立てをするのであれば、土砂条例がかかってくると思いますので、そちらの許可手続きの方の進捗具合について情

報はあるのでしょうか。

○事務局 地盤はある程度整っているところなので、土砂条例には該当はしません。また、申請者は14頭の馬を飼っており、それに伴う資材等の置き場所として利用したいとして申請しています。

申請者から堆肥舎を建設したことについて始末書の提出があり、以下のとおりでありました。「本来でしたら許可後に建築する予定でした。ところが馬の到来が、早まって近くに野積みしていたんですが、臭い等の問題があり、早急な対応が必要だったため、所有者と話が進み次第、農地であったにもかかわらず、会社で作ってしまいました。」という内容でございます。また、「自社の鉄骨と鉄板のみの簡易的なものでしたので、許可は不要と思い込んで建ててしまったことは申し訳ありませんということで、今後は事前に協議して参ります。」という内容のものがついているということも補足させていただきたいと思えます。

○議長 まずは申請しないとまずいと思われる。皆さんはこのことについてどう判断しますか。お聞きしたいのですが。

○佐藤 栄一委員 埋め立てしないということであれば、土砂条例には該当しないことは了解しました。この申請者が酪農者であれば違う許可手続きになると思いますが、農業生産法人には該当していないということでしょうか。

○事務局 農業生産法人までの法人を取っていないです。定款では、業務内容は建設業、飲食業、食料品関係農業、農産物の加工生産加工販売、農作業の代行請負委託、農作業の貯蔵運搬なども行っている会社です。

○佐藤 栄一委員 5条ですから、建物を建てるとなれば本来であれば、開発行為関係等の事前協議が必要になると思いますが、5条で許可を出してよいか。5条で許可出せば、雑種地に地目変更して、その後の権利移転は自由にできる

ようになりますので、付近の農地への影響を考えるといかがなものか。疑問です。

○議長 どうなんですかね。買って資材置き場にしたいということなので。他に何か意見はございますか。

○揚石 明委員 馬を十数頭飼っていることで、写真で見た堆肥舎では全然足りないと思います。申請がとおれば、今後増やす予定なのかわかりませんが、この場所だけでは済まないと思います。

○議長 今後、大きくするのであれば、申請する必要があると思います。また、今回申請者は駄目だと思いながら堆肥舎を作ったと思います。今回、嚴重注意をして5条でとおした場合、今後も同様に申請すると思います。例えば、全部撤去させれば、5条で認められるとして良いのではないかと思います。

○町野 位夫委員 堆肥が近くの河川に流失する心配があるので、それを防止するものを作らないと困るのでは。

○議長 流失を防ぐものがないこと、フライングで堆肥舎を作製していることを理由に差し戻しし、更地にしてからでないと認められないということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 では、今回の件は却下ということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認め、議案第3号は却下といたします。

(4) 農用地利用集積計画に係る意見決定について(利用権設定)

○議長 付議事件(4) 農用地利用集積計画に係る意見決定について、議題に供します。

議案第4号～21号

○議長 次に、議案第4号から第7号、第9号から第11号、第13号から第21号までについて、関係する委員がございませんので一括で審議してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認め、議案第4号から第7号、第9号から第11号、第13号から第21号までについて、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第4号から第7号、第9号から第11号、第13号から第21号までについて質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等なし)

無いようでしたら、これより裁決いたします。議案第4号から第7号、第9号から第11号、第13号から第21号までについて、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、11番 町野 位夫委員の退室を求めます。

それでは、議案第8号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第8号について質疑意見等を求めます。

(質疑・意見なし)

ほかに質問等ありませんか。ないようでしたら、これより採決いたします。

議案第 8 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第 8 号が終了しましたので、11 番 町野 位夫委員の入室を求めます。

ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、10 番塚原 信一委員の退室を求めます。

それでは、議案第 12 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 12 号について質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等なし)

ほかに質問等ありませんか。ないようでしたら、これより採決いたします。

議案第 12 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。議案第 12 号が終了しましたので、10 番 塚原 信一委員の入室を求めます。

(5) 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案について

○議長 付議事件(5) 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案について、議題に供します。

議案第 22 号

○議長 議案第 22 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 22 号について質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等なし)

ないようでしたら、これより採決いたします。議案第 22 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

(6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について(所有権移転)

○議長 付議事件(6)農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

議案第 23 号

○議長 議案第 23 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 23 号について質疑意見等を求めます。

(質疑・意見等なし)

ないようでしたら、これより採決いたします。議案第 23 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いします。

- ・事業計画書兼届出書(国道4号矢板拡幅仮設道路設置工事)

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和6年4月19日

議長

渡邊 浩正

議事録署名員

渡辺 正明

議事録署名員

桑原 稚子

